



別紙様式第2号（第3関係）

令和3年7月1日

奈良市議会議長 三浦教次様

回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>1、政教分離について</p>
回答内容	<p>1、政教分離について</p> <p>(1) (2)に記載の手法による調査結果として把握することのできた事例は5件で、各々の宗教施設の種類及び具体的な場所については、次のとおりです。</p> <p>①地蔵 奈良市肘塚町13番3地先</p> <p>②祠、地蔵 奈良市芝辻町一丁目77番10地先</p> <p>③祠 奈良市北風呂町39番1地先</p> <p>④祠、地蔵 奈良市大宮町四丁目236番5地先</p> <p>⑤祠 奈良市東紀寺一丁目700番1地先</p> <p>また、それぞれの経緯については、上記のうち、①肘塚町における地蔵、②芝辻町一丁目における祠及び地蔵を除いて、把握することができませんでした。</p> <p>①肘塚町における地蔵については、元々この場所は川であり、暗渠にする際に川の中にあった地蔵を引き上げて祀っているものということが判明しました。以前は、近隣の住民が管理をし</p>



ていたとのことですが、現在は誰が管理しているのか不明です。
②芝辻町一丁目における祠及び地蔵のうち、祠については、元々ガラガラ池という池があり、その畔にあった祠及び地蔵を祀っているものということが判明しました。芝辻町三丁目自治会が管理をしているということです。

(2) 今回のご質問を受けて実施した調査手法は、地域住民や職員等への聞き取り調査及びインターネットや境界明示資料等の調査です。

市有地上に宗教施設が存在する事例の有無について、網羅的に調査するためには多大な費用及び労力を要することから、現時点においてすべての市有地の現況を正確に把握することは困難でした。

しかしながら、議員のご質問の趣旨のとおり、市有財産の管理を含め行政事務の執行上、政教分離の原則の観点から検討を加えることは重要なことであると考えます。今後、各所管課において、業務の執行をはじめとして何らかの契機により市有地上に宗教施設が存在する事例を新たに把握するに至った場合は、全庁的に統一的な解釈の下で、政教分離の原則への抵触の有無を検討するとともに、行政の宗教に対する中立性の観点からより望ましい状態にするための措置を講ずべきかどうかについても検討を加え、適切に対応して参ります。

(担当部局：建設部 土木管理課)

受理日	3年 7月 / 日
-----	-----------